明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（五一）　五
○司法試験法の一部を改正する法律（五二）　四
○道路法等の一部を改正する法律（五三）　六
○建築基準法の一部を改正する法律（五四）　六
○建設業法等の一部を改正する法律（五五）　九
○公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（五六）　三
○重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律（五七）　三
〔政令〕
○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（二〇二）　四
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（二〇三）　五
〔公告〕
諸事項
裁判所
免責関係　三六

本号で公布された法令のあらまし

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（法律第五一号）（内閣府本府）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を行うこととし、関係法律の改正を行うこととした。

2　住民に身近な行政を指定都市が自主的かつ総合的に広く担うようにするため、第三〇次地方制度調査会答申で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を行うこととし、関係法律の改正を行うこととした。

3　この法律は、一部の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇司法試験法の一部を改正する法律（法律第五二号）（法務省）

1　司法試験の短答式による筆記試験の試験科目につき、公法系、民事系及び刑事系に属する七分野の科目としていたものを、憲法、民法及び刑法の三科目とすることとした。（第三条第一項関係）

2　司法試験の受験回数につき、法科大学院修了又は司法試験予備試験合格後五年間の受験期間内に受けることができる司法試験の回数についての制限を廃止することとした。（第四条関係）

3　この法律は、平成二六年一〇月一日から施行することとした。

◇道路法等の一部を改正する法律（法律第五三号）（国土交通省）

一　道路法の一部改正関係

1　高架の道路の路面下の占用基準の緩和

高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるものの道路の占用については、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであるとの基準にかかわらず、道路の占用の許可を与えることができることとした。（第三三条関係）

2　道路の占用における入札制度の導入

㈠　道路管理者は、道路の占用の許可の申請を行うことができる者を占用料の額についての入札により決定することが、道路占用者の公平な選定を図るとともに、道路管理者の収入の増加を図る上で有効であると認められる入札対象施設等について、入札占用指針を定めることができることとした。（第三九条の二関係）

㈡　入札対象施設等を設置するため道路を占用しようとする者は、その入札占用計画が適当である旨の認定を受けるための入札（以下「占用入札」という。）に参加するため、これを道路管理者に提出することができることとした。（第三九条の三関係）

㈢　道路管理者は、入札占用計画を提出した者のうち、基準に該当すると認めるものに対しては、占用入札に参加することができる旨を通知するものとし、当該通知を受けた者を参加者として、占用入札を実施し、最も高い占用料の額をもって申し出た参加者を落札者として決定することとした。ただし、効率的な道路の管理の観点から適切であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、占用料の額その他の条件が当該道路管理者にとって最も有利な入札占用計画の提出をした参加者を落札者として決定することができることとした。（第三九条の四関係）

㈣　道路管理者は、落札者が提出した入札占用計画について、道路の場所を指定して、当該入札占用計画が適当である旨の認定をするものとし、認定を受けた者は、認定を受けた入札占用計画（㈤において「認定入札占用計画」という。）を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならないこととした。（第三九条の五及び第三九条の六関係）

㈤　道路管理者は、認定入札占用計画に基づき道路の占用の許可の申請があった場合においては、道路の占用の許可を与えることとした。（第三九条の七関係）